

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	後期高齢者医療事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海田町は、後期高齢者医療事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療事務では、事務の一部を外部事業者に委託しているが、委託先による特殊個人情報の不正入手、不正使用等への対策として、委託契約において個人情報に係る秘密の保持を明記するほか、個人情報に記載された資料等の管理状況を確認するなど、個人情報の保護に万全を期している。

評価実施機関名

広島県海田町長

公表日

令和7年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	海田町は、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を高齢者医療確保法及びこの法律に基づく条例による後期高齢者医療に関する以下の事務を行う。 ①被保険者資格管理に必要な住民基本台帳情報を入手し、広島県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に提供し、被保険者情報の提供を受ける。 ②保険料賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合に提供する。 ③特別徴収候補者情報を基に特別徴収対象者を決定し、特別徴収情報を管理する。 ④広域連合が決定した賦課情報を管理し、保険料(納入)額通知書・納付書を被保険者に送付する。 ⑤徴収した保険料の収納情報・滞納情報を管理する。 ⑥高額医療・高額介護の連携情報を管理する。 ⑦被保険者及び同一世帯員の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。
③システムの名称	1 後期高齢者医療管理システム 2 広島県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3 国民健康保険連合会伝送システム 4 団体内統合宛名システム 5 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

- (2)後期高齢者医療障害認定申請書(紙)
- (3)後期高齢者医療障害認定撤回申請書(紙)
- (4)後期高齢者医療被保険者資格異動届出書(紙)
- (5)後期高齢者医療資格確認書交付兼任意記載事項併記申請書(紙)
- (6)後期高齢者医療資格確認書等再交付申請書(紙)
- (7)後期高齢者医療個人カードの健康保険証利用登録の解除申請書(紙)
- (8)後期高齢者医療住所地特例(該当・非該当)届出書(紙)
- (9)後期高齢者医療基準収入額適用申請書(紙)
- (10)後期高齢者医療特定疾病認定申請書(紙)
- (11)後期高齢者医療長期入院該当適用申請書(紙)
- (12)後期高齢者医療移送費支給申請書(紙)
- (13)後期高齢者医療食事(生活)療養差額支給申請書(紙)
- (14)後期高齢者医療特別療養費支給申請書(紙)
- (15)後期高齢者医療高額療養費支給申請書(紙)
- (16)後期高齢者医療高額療養費(特定疾病差額)支給申請書(紙)
- (17)高額療養費(外来年間合算支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(紙)
- (18)高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(紙)
- (19)後期高齢者医療資格情報証明書交付申請書(紙)
- (20)被保険 通称名・性別記載に関する申出書(紙)

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第85の項
--------	-------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第2条第2項第4号及び同法第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年デジタル庁令第10号)第2条第25号 【提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長寿保険課
②所属長の役職名	長寿保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 長寿保険課 電話:082-823-9609 ファックス:082-823-9627
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 長寿保険課 電話:082-823-9609 ファックス:082-823-9627
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手)	[]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面において、人為的ミスが発生するリスクに対し、以下のような具体的な対策を講じている。 ・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかるガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力の際は複数人でチェックを行う。 ・特定個人情報の記載がある申請書等は施錠できる書棚等で保管することを徹底する。等 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査			
実施の有無	[O] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[] 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	利用端末に二要素認証(PASS・ICカード)を適用するとともに、適切なアクセスログの管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年2月6日	「Ⅰ 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先」及び「8. 特定個人情報ファイルの問合せ 連絡先」(一部)	ファックス : 082-823-9267	ファックス : 082-823-9627	事後	誤記載による
平成31年4月8日	「Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名」	長寿保険課長 伊藤 仁士	長寿保険課長	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成31年4月8日	「Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月29日時点	平成31年4月1日時点	事後	対象人数の再確認による
平成31年4月8日	「Ⅱしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月29日時点	平成31年4月1日時点	事後	対象人数の再確認による
平成31年4月8日	Ⅳリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	－	十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成31年4月8日	Ⅳリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	－	十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成31年4月8日	Ⅳリスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成31年4月8日	Ⅳリスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成31年4月8日	Ⅳリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	－	十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成31年4月8日	Ⅳリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	－	十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成31年4月8日	Ⅳリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	－	十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成31年4月8日	Ⅳリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	－	十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成31年4月8日	Ⅳリスク対策 8. 監査	－	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
平成31年4月8日	Ⅳリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発	－	十分である	事後	基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和2年10月30日	Ⅰ 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)後期高齢者医療管理情報ファイル(後期高齢者医療管理システムDB) (2)申立書(エクセル) (3)特徴停止申出書(エクセル) (4)口座振替関係書(エクセル)	(1)後期高齢者医療管理情報ファイル(後期高齢者医療管理システムDB) (2)後期高齢者医療障害認定申請書(紙) (3)後期高齢者医療障害認定撤回申請書(紙) (4)後期高齢者医療被保険者資格異動届出書(紙) (5)後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書(紙) (6)後期高齢者医療被保険者証等返還不能届出書(紙) (7)後期高齢者医療住所地特例(該当・非該当)届出書(紙) (8)後期高齢者医療特定疾病認定申請書(紙) (9)後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定書／後期高齢者医療限度額適用認定申請書(紙) (10)後期高齢者医療基準収入額適用申請書(紙) (11)後期高齢者医療移送費支給申請書(紙) (12)後期高齢者医療食事(生活)療養差額支給申請書(紙) (13)後期高齢者医療高額療養費支給申請書(紙) (14)後期高齢者医療高額療養費(特定疾病差額)支給申請書(紙) (15)高額療養費(外来年間合算)支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(紙) (16)後期高齢者医療葬祭費支給申請書(紙) (17)第三者行為による被害届(紙) (18)第三者行為による被害届(交通事故以外)(紙) (19)後期高齢者医療保険被保険者異動届(紙)	事後	特定個人情報ファイル名の再確認による
令和3年7月14日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報の連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	法改正による号ずれにともなった変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月8日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第46条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の59の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第46条 3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年五月十九日法律第三十八号) ・第9条	事後	番号法関係法令改正に伴う変更
令和5年9月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報の連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第百十条において準用する介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(83の項) (別表第二省令における情報提供の根拠) :なし ※別表第二の83の項に対応する別表第二省令の公布の後、追記を行う予定 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(82の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :なし ※別表第二の82の項に対応する別表第二省令の公布の後、追記を行う予定	(1)番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (情報提供の根拠) (1)80、83の項 (2)第43条 (情報照会の根拠) (1)82の項 (2)第43条の2の2	事後	番号法関係法令改正に伴う変更
令和5年9月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒736-8601 広島県安芸郡海田町上市14番18号 海田町役場 福祉保健部 長寿保険課 電話:082-823-9609 ファックス:082-823-9627	〒736-8601 広島県安芸郡海田町南昭和町14番17号 海田町役場 福祉保健部 長寿保険課 電話:082-823-9609 ファックス:082-823-9627	事後	令和5年9月19日の役場庁舎移転後の変更
令和6年5月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の85の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第46条 3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年五月十九日法律第三十八号) ・第9条	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表の85の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第46条 3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年五月十九日法律第三十八号) ・第9条	事後	根拠省令の改正
令和6年5月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報の連携 ②法令上の根拠	(1)番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (情報提供の根拠) (1)80、83の項 (2)第43条 (情報照会の根拠) (1)82の項 (2)第43条の2の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号) (情報提供の根拠) ・第2条表の115の項及び117条 (情報照会の根拠) ・第2条表の117の項及び119条	事後	根拠省令の改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	(1)後期高齢者医療管理情報ファイル(後期高齢者医療管理システムDB) (2)後期高齢者医療障害認定申請書(紙) (3)後期高齢者医療障害認定撤回申請書(紙) (4)後期高齢者医療被保険者資格異動届出書(紙) (5)後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書(紙) (6)後期高齢者医療被保険者証等返還不能届出書(紙) (7)後期高齢者医療住所地特例(該当・非該当)届出書(紙) (8)後期高齢者医療特定疾病認定申請書(紙) (9)後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定書／後期高齢者医療限度額適用認定申請書(紙) (10)後期高齢者医療基準収入額適用申請書(紙) (11)後期高齢者医療移送費支給申請書(紙) (12)後期高齢者医療食事(生活)療養差額支給申請書(紙) (13)後期高齢者医療高額療養費支給申請書(紙) (14)後期高齢者医療高額療養費(特定疾病差額)支給申請書(紙) (15)高額療養費(外来年間合算)支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(紙) (16)後期高齢者医療葬祭費支給申請書(紙) (17)第三者行為による被害届(紙) (18)第三者行為による被害届(交通事故以外)(紙) (19)後期高齢者医療保険被保険者異動届(紙)	(1)後期高齢者医療管理情報ファイル(後期高齢者医療管理システムDB) (2)後期高齢者医療障害認定申請書(紙) (3)後期高齢者医療障害認定撤回申請書(紙) (4)後期高齢者医療被保険者資格異動届出書(紙) (5)後期高齢者医療資格確認書交付兼任意記載事項併記申請書(紙) (6)後期高齢者医療資格確認書等再交付申請書(紙) (7)後期高齢者医療個人カードの健康保険証利用登録の解除申請書(紙) (8)後期高齢者医療住所地特例(該当・非該当)届出書(紙) (9)後期高齢者医療基準収入額適用申請書(紙) (10)後期高齢者医療特定疾病認定申請書(紙) (11)後期高齢者医療長期入院該当適用申請書(紙) (12)後期高齢者医療移送費支給申請書(紙) (13)後期高齢者医療食事(生活)療養差額支給申請書(紙) (14)後期高齢者医療特別療養費支給申請書(紙) (15)後期高齢者医療高額療養費支給申請書(紙) (16)後期高齢者医療高額療養費(特定疾病差額)支給申請書(紙) (17)高額療養費(外来年間合算支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(紙) (18)高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書(紙) (19)後期高齢者医療資格情報証明書交付申請書(紙) (20)被保険 通称名・性別記載に関する申出書(紙)	事後	評価の再実施
令和7年9月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の85の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第46条 3 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年五月十九日法律第三十八号) ・第9条	番号法第9条第1項 別表第85の項		評価の再実施
令和7年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報の連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日号外デジタル庁、総務省令第9号) (情報提供の根拠) 第2条表の115の項及び117条 (情報照会の根拠) 第2条表の117の項及び119条	【照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項 第4号及び同法第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第25号 【提供】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項		評価の再実施
令和7年9月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	評価の再実施
令和7年9月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成31年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	評価の再実施
令和7年9月1日	IVリスク対策 8人手を介在させる作業	－	「十分である」判断の根拠 特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面において、人為的ミスが発生するリスクに対し、以下のような具体的な対策を講じている。 ・マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかるガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力の際は複数人でチェックを行う。 ・特定個人情報の記載がある申請書等は施錠できる書棚等で保管することを徹底する。等これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	新様式への移行
令和7年9月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	－	「○」全項目評価又は重点項目評価を実施する。	事後	新様式への移行